

社会福祉施設職員キャリアアップ支援事業取扱要領

制 定：平成23年4月1日 さいたま市保健福祉局長

1 目的

この要領は、社会福祉施設職員キャリアアップ支援事業補助金に係る事務を適正に執行するために、「社会福祉施設職員キャリアアップ支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の取扱いについて定めるものである。

2 補助対象者

補助対象者は、さいたま市内で要綱別表第1に規定する社会福祉施設を設置運営する社会福祉法人とする。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者によって管理している社会福祉施設は補助金の算定の対象から除くものとする。

3 補助対象事業、補助対象経費及び補助額

補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、要綱別表第2に規定するほか、次に掲げるとおりとする。

（1）施設職員研修費補助事業

ア 要綱別表第2に規定する研修・講座は、利用者サービス向上に有用なものを広く対象とする。ただし、次に掲げる研修・講座は、補助の対象から除くものとする。

- 施設内研修、複数の施設による共同研修・研究発表大会
- ユニットリーダー研修等の法令で受講が義務付けられている研修
- 他の制度により参加費等の助成を受ける研修・講座

イ 要綱別表第2に規定する研修・講座は、毎年度4月1日から翌年2月末日までに開催されるものを対象とする。ただし、年度を跨ぎ開催される講座等で、4月1日以前に受講の申込みを行い、受講料等を一括で支払ったものについては、受講回数で按分し、4月1日から翌年2月末日までの受講料等を算出するものとする。

（2）代替職員雇用費補助事業

要綱別表第2に規定する代替職員は、毎年度4月1日から翌年2月末日までに、研修・講座への参加職員の代替として新たに雇用される職員を対象と

する。

なお、現職員の超過勤務やシフト変更によって対応した場合の給与等は補助の対象から除くものとする。

4 交付申請

交付申請は、要綱第4条及び要綱別表第4に規定するほか、次に掲げるとおりとする。

なお、申請は法人名で社会福祉施設ごとに行うものとし、申請回数は1社会福祉施設あたり年度1回とする。

(1) 施設職員研修費補助事業

要綱別表第4に規定する研修内容及び参加者を確認できる書類、並びに、研修費、受講料、教材費の金額の支払いを確認できる書類とは、研修・講座への申込書の写し、受講票の写し、領収書の写し等とする。

(2) 代替職員雇用費補助事業

要綱別表第4に規定する職員の研修参加を確認できる書類とは、研修・講座への申込書の写し、受講票の写し等とする。また、同表に規定する賃金台帳等支払いを確認できる書類は、給与明細等の写しも可とする。